

寒川町訓令第2号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町事務決裁規程及び寒川町職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和8年3月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町事務決裁規程及び寒川町職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

(寒川町事務決裁規程の一部改正)

第1条 寒川町事務決裁規程（昭和53年寒川町訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の都市建設部の表中

「

都市 計画 課	都市開 発	国土利用 計画法 （昭和49 年法律第 92号）に 関する市 町村計画 の決定		1 都市計画 の総合調整 2 公聴会の 実施計画 3 都市計画 法（昭和43 年法律第100 号）に基づ く意見具申	1 都市計画 の調査 2 公聴会の 実施 3 国土利用 計画法に基 づく届出書 等の処理	
	字区域	字区域の 決定			字区域の基礎 調査	
	住居表 示	1 住居 表示の 計画 2 住居 表示の 変更請		住居表示の実 施	住居表示に関 する通知及び 報告	

		求				
	公園緑地			1 公園緑地 計画の調整 2 公園施設 の設置計画 3 公園施設 等の管理方 針の決定	公園緑地等の 維持管理	
	自然保護 緑化 対策			1 自然保護 及び緑化対 策の基本方 針の立案 2 自然保護 及び緑化事 業に関する 各部門との 調整 3 自然保護 及び緑化事 業の実施計 画	1 自然保護 及び緑化思 想の普及宣 伝 2 自然保護 運動の推進 指導 3 森林病害 虫防除の指 導及び実施	
	開発	大規模開 発行為の 指導及び	中規模開 発行為の 指導及び	1 小規模開 発行為の指 導及び同意	1 軽易な開 発行為等の 規制及び指	

		同意	同意	2 開発行為 に関する総合調整	導 2 都市計画 区域内での 建築物等の 確認及び指 導 3 優良宅地 及び住宅の 認定	
	国県事業対策	国・県の事業、計画に対する要望		国・県事業についての関係機関及び地元との連絡調整（重要事項）	国・県事業についての関係機関及び地元との連絡調整	
都市整備課	田端西地区の整備	田端西地区の整備計画の策定及び決定			1 田端西地区の整備事業の調査 2 関係機関との連絡調整	
	寒川駅北口地区土地区画整理	寒川駅北口地区土地区画整理事業の			1 寒川駅北口地区土地区画整理事業の調査	

	理	計画及び 決定			2 関係機関 との連絡調 整	
--	---	------------	--	--	----------------------	--

」を

「

都市 計画 課	都市開 発	国土利用 計画法 (昭和49 年法律第 92号)に 関する市 町村計画 の決定		1 都市計画 の総合調整 2 公聴会の 実施計画 3 都市計画 法(昭和43 年法律第100 号)に基づ く意見具申	1 都市計画 の調査 2 公聴会の 実施 3 国土利用 計画法に基 づく届出書 等の処理	
	字区域	字区域の 決定			字区域の基礎 調査	
	住居表 示	1 住居 表示の 計画 2 住居 表示の 変更請 求		住居表示の実 施	住居表示に関 する通知及び 報告	
	開発	大規模開	中規模開	1 小規模開	1 軽易な開	

		発行為の 指導及び 同意	発行為の 指導及び 同意	発行為の指 導及び同意 2 開発行為 に関する総 合調整	発行為等の 規制及び指 導 2 都市計画 区域内での 建築物等の 確認及び指 導 3 優良宅地 及び住宅の 認定	
	国県事 業対策	国・県の 事業、計 画に対す る要望		国・県事業に ついての関係 機関及び地元 との連絡調整 (重要事項)	国・県事業に ついての関係 機関及び地元 との連絡調整	
都市 整備 課	田端西 地区の 整備	田端西地 区の整備 計画の策 定及び決 定			1 田端西地 区の整備事 業の調査 2 関係機関 との連絡調 整	
	寒川駅 北口地	寒川駅北 口地区土			1 寒川駅北 口地区土地	

	区土地 区画整 理	地区画整 理事業の 計画及び 決定			区画整理事 業の調査 2 関係機関 との連絡調 整	
	公園緑 地			1 公園緑地 計画の調整 2 公園施設 の設置計画 3 公園施設 等の管理方針 の決定	公園緑地等の 維持管理	
	自然保 護緑化 対策			1 自然保護 及び緑化対 策の基本方 針の立案 2 自然保護 及び緑化事 業に関する 各部門との 調整 3 自然保護 及び緑化事業 の実施計画	1 自然保護 及び緑化思 想の普及宣 伝 2 自然保護 運動の推進 指導 3 森林病害 虫防除の指 導及び実施	

改める。

(寒川町職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 寒川町職員被服貸与規程（昭和44年寒川町訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画の項中 「

都市計画・開発指導 都市みどり

」 を 「

都市計画・開発指導

」 に改め、

同表都市整備の項中 「

市街地整備

」 を 「

市街地整備 都市みどり

」 に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。